

地域計画(案)

策定年月日	令和7年3月 日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	大磯町 14341
地域名 (地域内農業集落名)	西小磯地区 (西小磯)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	81.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	62.2 ha
② 田の面積	14.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	47.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	11.5 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	17.8 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

本地区は、町道幹線16号線の南北で農地の状況が異なり、南側は平場の農地が多く、主に露地野菜が栽培されている。北側は山間部となっており、主に果樹や米、野菜が栽培されているが、イノシシ等の獣害がある。西小磯地区全体としては、認定農業者を中心に、野菜、果樹、花き等、多様な作目が栽培されている。野菜や花き、お茶、マコモダケ、鶏卵等を生産する新規就農者が存在するものの、担い手は減少傾向になっており、町道幹線16号線の南北の農地の特性に合わせて地域外からの担い手の受け入れが必要になっている。また、耕作者の農地が分散錯雑の状態にあり、農地の集約化等による農作業の効率化に取り組んでいく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

これまでと同様に、認定農業者を中心に、野菜や果樹、米を主要な作物とし農地の維持に取り組んでいく。さらに、町道幹線16号線の北側においては、果樹や米、野菜を中心に、新規就農者が取り組んでいる花きやお茶の栽培を拡大していく。比較的条件的の良い南側においては、野菜を中心に栽培する。耕作できなくなる農地の賃借を推進し、新規就農者のほか、地域外からの担い手の受け入れを進めていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本とする。町道幹線16号線北側については、果樹、花き、お茶等の山間部で栽培できる作目を栽培する担い手へ農地を集積させるほか、田については、農地の集約化を推進する。南側については、野菜を栽培する担い手へ農地を集積するため、農地貸借を促進する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	14.2	%	将来の目標とする集積率
			36.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
今後、貸借対象となる農地については、農地所有者の理解醸成に取り組み、地域内の新規就農者への集積を図るほか、地域外から担い手を受け入れ農地利用を推進していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組									
今後、規模縮小・離農により耕作不能となる農地については、農地貸借を進め引き受け意向のある担い手への集約化等を図る。現状維持を希望する担い手については、継続して農地を利用してもらう。									
(2) 農地中間管理機構の活用方法									
今後、規模縮小・離農により耕作不能となる農地については、農地中間管理機構に貸し付け、農地の集約化等に取り組んでいく。農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定を活用している貸借契約は、期間満了後、農地中間管理機構を活用した貸借へ移行する。									
(3) 基盤整備事業への取組									
必要に応じて検討する。									
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組									
地域内の担い手の育成については、現在の新規就農者を中心に町及び県、JAと連携し営農を支援していくほか、地域外からの担い手を受け入れに、町及び県、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。									
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組									
必要に応じて検討する。									
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組内容】									
スマート農業の導入を検討している生産者がいるため、町は生産者の動向に合わせて支援を検討していく。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	22経営体		11.6 ha	0 ha		29.4 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

[illegible]

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3: 提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。